

**子育て支援センター** 問い合わせ・予約・相談

**1月のよてい**

厚真子育て支援センター ☎27-2438 京町152(こども園つみきに併設)  
厚南子育て支援センター ☎28-3155 上厚真258-7(宮の森こども園に併設)

**子育て講座 青竹ビクス**  
日時：1月26日(火) 10時～10時30分  
場所：厚南子育て支援センター  
対象：子育て支援センターに通うお子さんと保護者  
持ち物：タオル(汗ふき用)、飲み物、動きやすい服装  
申し込み：1月19日(火) までに厚南子育て支援センターへ

**子育て講座 アウトメディア講座**  
日時：1月27日(水) 10時30分  
場所：厚真子育て支援センター  
講師：乳幼児メディアアドバイザー 桜井裕司さん  
内容：「電子メディアと脳の成長」について  
申し込み：1月20日(水) までに厚真子育て支援センターへ

**おはなしのびっ子**  
日時：1月28日(木) 10時30分  
場所：厚真子育て支援センター  
内容：絵本の読み聞かせなど  
申し込み：不要

**Hello えいご・えいごであそぼう**  
10時30分～11時  
毎月、各センターで、ALTの先生と遊びを通じて英語に触れる事ができます。興味のある方は各センターにお問い合わせください。

・自由開放 ・子育て相談(※要事前連絡) …月曜～金曜日 9時～12時、13時～15時  
・サークル活動(※予約制) …月曜～金曜日 13時～15時

**まちのアイドル**



なかじま やえちゃん(3) ひなた すぐるくん(3) わたなべ らいくん(3)

3歳以下のお子さんの写真を募集しています。住所、氏名(ふりがな)、生年月日、性別、両親の氏名(ふりがな)、電話番号を明記の上、まちづくり推進課企画調整グループへ。〈メール〉kikaku@town.atsuma.lg.jp

**法務局メモ**

**登記・相続に関するQ&A**

第8回「建物表題登記」

Q 亡くなったおじいちゃんの家が登記されていない。どうしたらいいの？

【問い合わせ】  
札幌法務局苫小牧支局  
☎0144-34-7403  
http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo

札幌土地家屋調査士会  
☎011-271-4593  
http://www.saccho.com/

建物の形状などを表す建物表題登記は、基本的に登記申請をしなければならないという法律があります。登記をしていない建物の場合、時間が経つにつれ所有者を証明することが困難になることがあります。例えば所有者が亡くなり、相続人の間で相続する人を決めた後も登記をしていないと、売買ができないほか、さらに相続が発生した際、所有者であることを証明することが一層困難になってきます。今回のケースについては、次のような対応方法が考えられます。

① 相続人の皆さんで話し合い(遺産分割協議)、建物を相続する人を決めて、建物表題登記申請を行う方法です。この手続には、法律で定められた建物の図面を作成し、おじいさんが所有者であったことを証明する書類や遺産分割協議書の添付などが必要となります。

② ①のような相続人の中での話し合いがつかなくなったり、所在不明の方がいる場合、相続人全員の法定相続持分で建物表題登記を申請することもできます。

今回のようにお困りの場合、お近くの土地家屋調査士または札幌土地家屋調査士会にご相談してください。

**こども園つみき 宮の森こども園 令和3年度の園児を募集します**

**認定について** こども園を利用するには、支給認定の申請が必要です。認定区分によって内容や利用できる時間が異なります。

教育	保育	
1号認定	2号認定	3号認定
<ul style="list-style-type: none"> <li>満3歳以上</li> <li>教育を希望する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>満3歳以上</li> <li>「保育の必要な事由」に該当し保育を希望する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生後6カ月以上満3歳未満</li> <li>「保育の必要な事由」に該当し保育を希望する場合</li> </ul>
<b>教育標準時間認定</b> 教育時間：8時45分～13時	<b>保育標準時間認定</b> 保育時間：8時～18時 <b>保育短時間認定</b> 保育時間：8時30分～16時30分	

**保育の必要な事由と保育の必要量について**

保育の必要な事由	標準時間認定	短時間認定
①月に48時間以上の就労	○	○
②妊娠中・出産後間もない	○	
③疾病・負傷・障がい有している	○	
④同居の親族(長期間入院等を含む)の介護・監護	○	○
⑤震災・風水害・火災その他の災害の復旧	○	
⑥継続的な求職活動・起業の準備		○
⑦就学・職業訓練等	○	○
⑧児童虐待・DV	○	
⑨育児休業中で、すでに保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合(下の子が2歳になる月の末日まで)		○

右記の「保育の必要な事由」に保護者全員が該当すると認められる場合に、保育(2号・3号認定)を受けることができます。また、事由により保育の必要量(利用できる時間)が判定されます。

**提出書類**

【新規入園児】  
①支給認定申請書兼こども園利用申込書  
②就労証明書など(2号・3号認定の場合)  
③アレルギーに関する調査票

【継続利用園児】  
①現況届  
②就労証明書など(2号・3号認定の場合)

各書類は住民課 子育て支援グループ(総合ケアセンターゆくり内)、各こども園、上厚真支所にあります。また、町ホームページからダウンロードできます。

**募集期間** 12月18日(金)まで  
※支給認定証の交付および入園決定通知は令和3年2月末頃までに送付予定です。  
※園児の面談および入園説明会などは入園決定後に各こども園で行います。  
※令和2年度から継続して利用する場合の提出書類は各こども園から配布します。

**申し込み問い合わせ** 住民課 子育て支援グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7872

**放課後児童クラブ(学童保育) 令和3年度の利用登録を開始します**

**対象** 小学校1～6年生 **実費負担金** 1カ月 1,000円/1人(変動あり)

**開設時間** 小学校の授業日▶下校時～18時30分  
土曜日・学校休業日▶8時30分～18時30分(日曜日、祝日、12月31日～1月5日を除く) **募集期間** 12月17日(木)～令和3年1月15日(金)

**提出書類** ①登録申請書 ②個人票  
各書類は各小学校を通じて配布するほか、各児童クラブにもあります。また、町ホームページからダウンロードできます。新入学児童はこども園または郵送により配布します。  
※令和2年度に登録しているお子さんも改めて申し込みが必要です。

**申し込み問い合わせ** 教育委員会生涯学習課 社会教育グループ(青少年センター内) ☎27-2495  
(上厚真支所と各放課後児童クラブでも登録書類を受け付けます。)

【放課後児童クラブ】と【放課後子ども教室】の登録申請書は共通です。  
放課後子ども教室の実施日・時間については町ホームページをご覧ください。

